

改 定 後

現 行

自動車リサイクル法に基づく登録申請の手引

自動車リサイクル法に基づく登録申請の手引

自動車リサイクル法に基づく引取業登録申請

自動車リサイクル法に基づく引取業登録申請

令和 6 年 3 月

令和 5 年 4 月

長野県環境部資源循環推進課

長野県環境部資源循環推進課

改 定 後	現 行
目 次	目 次
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自動車リサイクル法に基づく引取業登録申請 . . . . . 1 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1 引取業の登録について . . . . . 1</li> <li>・第2 引取業者の責務 . . . . . 4</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自動車リサイクル法に基づく引取業登録申請 . . . . . 1 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1 引取業の登録について . . . . . 1</li> <li>・第2 引取業者の責務 . . . . . 4</li> </ul> </li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 様式集 . . . . . 9</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 様式集 . . . . . 8</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域振興局管轄区域一覧表 . . . . . 16</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域振興局管轄区域一覧表 . . . . . 15</li> </ul>

改 定 後

自動車リサイクル法に基づく引取業登録申請

はじめに 略

第 1 引取業の登録について

1 登録の申請（法第 43 条）

(1) 申請手続

引取業者登録申請書（様式第 1）（以下「登録申請書」という。）に必要事項を記入の上、(2)の添付書類及び(3)の登録申請手数料を添えて（貼付して）(4)の窓口に(5)の部数を提出してください。

なお、(6)の留意点に留意するとともに、登録申請書等については、この手引の様式をコピー又はホームページからダウンロードして作成してください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/shinse/recycling/jidosha.html>

(2) 添付書類

ア 略

イ 略

ウ カーエアコンに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制を説明する書類

（次のいずれか）

- ・確認方法を記載した書類（様式集 13 ページ記載例参考）
- ・カーエアコンの構造に関して十分な知見を有する者が確認できることを示す書類（例えば、自動車整備士や中古自動車査定士の資格証の写し、自動車リサイクル士の資格認定証の写し、業界団体が行う講習の受講修了証の写し等）

(3) 申請手数料 略

(4) 窓口 略

(5) 提出部数 略

(6) 留意点

ア 同一都道府県内において、引取りを行う事業所が複数の場合には、事業所ごとに事業所の名称及び所在地を記入してください。

イ 法人にあっては、「**役員の氏名**」欄に**すべての役員の氏名及び役職名を記入するようにしてください。**

ウ 申請・届出を行政書士等の代理人を通じて行う場合は、提出者等の欄に提出者等に加え代理人の氏名を併記の上、職印を押印してください。また、委任状（以下の(ア)～(エ)に留意）を添付してください。

(ア) 委任の範囲は具体的に記載してください。

(イ) 行政書士の場合は登録番号（行政書士証票の番号）を記載してください。

(ウ) 委任状の日付は、申請日前 3 か月以内としてください。

(エ) **連絡可能なメールアドレス（又はFAX番号）を記載してください。**

エ 郵送又は持参により提出してください。なお、持参する場合は、担当者が不在の場合もありますので、事前に申請窓口に連絡し、提出日時等を調整してください。

オ 引取業登録後には、第 2 の 1（P. 4）を確認の上、自動車リサイクルシステムへの登録を必ず行ってください。

現 行

自動車リサイクル法に基づく引取業登録申請

はじめに 略

第 1 引取業の登録について

1 登録の申請（法第 43 条）

(1) 申請手続

引取業者登録申請書（様式第 1）（以下「登録申請書」という。）に必要事項を記入の上、(2)の添付書類及び(3)の登録申請手数料を添えて（貼付して）(4)の窓口に(5)の部数を提出してください。

なお、(6)の留意点に留意するとともに、登録申請書等については、この手引の様式をコピー又はホームページからダウンロードして作成してください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/haikibut/kurashi/shinse/recycling/jidosha.html>

(2) 添付書類

ア 略

イ 略

ウ カーエアコンに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制を説明する書類

（次のいずれか）

- ・確認方法を記載した書類（様式集 12 ページ記載例参考）
- ・カーエアコンの構造に関して十分な知見を有する者が確認できることを示す書類（例えば、自動車整備士や中古自動車査定士の資格証の写し、自動車リサイクル士の資格認定証の写し、業界団体が行う講習の受講修了証の写し等）

(3) 申請手数料 略

(4) 窓口 略

(5) 提出部数 略

(6) 留意点

ア 同一都道府県内において、引取りを行う事業所が複数の場合には、事業所ごとに事業所の名称及び所在地を記入してください。

イ 申請・届出を行政書士等の代理人を通じて行う場合は、提出者等の欄に提出者等に加え代理人の氏名を併記の上、職印を押印してください。また、委任状（以下の(ア)～(ウ)に留意）を添付してください。

(ア) 委任の範囲は具体的に記載してください。

(イ) 行政書士の場合は登録番号（行政書士証票の番号）を記載してください。

(ウ) 委任状の日付は、申請日前 3 か月以内としてください。

ウ 担当者が不在の場合等もありますので、事前に申請窓口に連絡し、提出日時等を調整の上、**登録申請書等を持参**してください。

改 定 後	現 行
<p>2 登録の可否（法第44条第1項及び第45条第1項） 略</p> <p>3 登録の更新（法第42条）  引取業者の登録の有効期間は5年です。有効期間が過ぎる前に更新の手続を行ってください。  手数料は登録の際と同じく、3,000円です。手続については新規登録時と同様です。  <b>なお、自動車リサイクルシステムの更新手続も別途必要になりますので、第2の1（P.4）を確認の上、必ず行ってください。</b></p> <p>4 登録の変更（法第46条）  引取業者が表1左欄の事項を変更した場合、変更があった日から30日以内に引取業者変更届出書（様式第3）に、<u>欠格要件に該当しないことを誓約する書面</u>（様式第2）及び表1右欄の書類を添えて、管轄地域振興局環境・廃棄物対策課へ<b>郵送又は持参により</b>提出してください。手数料は不要です。  <b>なお、変更届の提出が当該変更の日から30日を経過した日以降となった場合には遅延理由書（様式任意）も併せて提出してください。</b></p> <p>中略</p> <p>6 変更届出、廃業等の届出に当たっての留意事項  <b>ア</b> 代表者・役員の変更や事業者名・住所の変更に係る変更届出や廃業の届出に当たっては、関係する全ての業区分（引取業、フロン類回収業、解体業、破碎業）について届出が必要となりますので、ご注意ください。  <b>イ</b> <b>法人の名称、代表者名、事業所の所在地等に変更があった場合や、引取業を廃止した場合などは、自動車リサイクルシステムへの登録も必要になりますので、ご注意ください。</b>  <b>ウ</b> 変更届出や廃止届出の義務に違反した場合や誤った報告を行った場合には、最大30日の事業停止処分を受けることがあるとともに、30万円以下の罰金に処せられることがありますので、ご注意ください。</p> <p>中略</p>	<p>2 登録の可否（法第44条第1項及び第45条第1項） 略</p> <p>3 登録の更新（法第42条）  引取業者の登録の有効期間は5年です。有効期間が過ぎる前に更新の手続を行ってください。  手数料は登録の際と同じく、3,000円です。手続については新規登録時と同様です。</p> <p>4 登録の変更（法第46条）  引取業者が表1左欄の事項を変更した場合、変更があった日から30日以内に引取業者変更届出書（様式第3）に、<u>欠格要件に該当しないことを誓約する書面</u>（様式第2）及び表1右欄の書類を添えて、管轄地域振興局環境・廃棄物対策課へ提出してください。手数料は不要です。  <b>なお、変更届の提出が当該変更の日から30日を経過した日以降となった場合には遅延理由書（様式任意）も併せて提出してください。</b></p> <p>中略</p> <p>6 変更届出、廃業等の届出に当たっての留意事項  代表者・役員の変更や事業者名・住所の変更に係る変更届出や廃業の届出に当たっては、関係する全ての業区分（引取業、フロン類回収業、解体業、破碎業）について届出が必要となりますので、ご注意ください。  <b>また、変更届出や廃止届出の義務に違反した場合や誤った報告を行った場合には、最大30日の事業停止処分を受けることがあるとともに、30万円以下の罰金に処せられることがありますので、ご注意ください。</b></p> <p>中略</p>

改 定 後

地 域 振 興 局 管 轄 区 域 一 覧 表

名 称	住 所	直通電話 F A X メール	管 轄 区 域
佐 久	〒385-8533 佐久市跡部65-1 佐久地域振興局 環境・廃棄物対策課	0267(63)3166 <b>0267(63)3199</b> sakuchi-kankyo@pref.nagano.lg.jp	上田市 小諸市 佐久市 東御市 南佐久郡 北佐久郡 小県郡
上伊那	〒396-8666 伊那市荒井3497 上伊那地域振興局 環境・廃棄物対策課	0265(76)1672 <b>0265(76)6838</b> kamichi-kankyo@pref.nagano.lg.jp	飯田市 伊那市 駒ヶ根市 上伊那郡 下伊那郡 木曾郡
松 本	〒390-0852 松本市大字島立1020 松本地域振興局 環境・廃棄物対策課	0263(40)1956 <b>0263(47)8122</b> matsuchi-kankyo@pref.nagano.lg.jp	岡谷市 諏訪市 大町市 茅野市 塩尻市 安曇野市 諏訪郡 東筑摩郡 北安曇郡
長 野	〒380-0836 長野市大字南長野南県 町686-1 長野地域振興局 環境・廃棄物対策課	026(234)9533 <b>026(234)9912</b> nagachi-kankyo@pref.nagano.lg.jp	須坂市 中野市 飯山市 千曲市 埴科郡 上高井郡 下高井郡 上水内郡 下水内郡
資源循環 推進課	〒380-8570 長野市大字南長野字幅 下692-2	<b>電話</b> 026(235)7164	

長野市内における業務に係る申請等については、長野市廃棄物対策課にお問い合わせください。

名 称	住 所	直通電話	管 轄 区 域
長野市 廃棄物対策課	〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613	026(224)7320	長野市

松本市内における業務に係る申請等については、松本市廃棄物対策課にお問い合わせください。

名 称	住 所	直通電話	管 轄 区 域
松本市 廃棄物対策課	〒390-0851 松本市島内7576-1	0263(47)1350	松本市

現 行

地 域 振 興 局 管 轄 区 域 一 覧 表

地域振興局名	住 所	直通電話	管 轄 区 域
佐 久	〒385-8533 佐久市跡部65-1 佐久地域振興局 環境・廃棄物対策課	0267(63)3166	上田市 小諸市 佐久市 東御市 南佐久郡 北佐久郡 小県郡
上伊那	〒396-8666 伊那市荒井3497 上伊那地域振興局 環境・廃棄物対策課	0265(76) <b>6817</b>	飯田市 伊那市 駒ヶ根市 上伊那郡 下伊那郡 木曾郡
松 本	〒390-0852 松本市大字島立1020 松本地域振興局 環境・廃棄物対策課	0263(40)1956	岡谷市 諏訪市 大町市 茅野市 塩尻市 安曇野市 諏訪郡 東筑摩郡 北安曇郡
長 野	〒380-0836 長野市大字南長野南県町686-1 長野地域振興局 環境・廃棄物対策課	026(234)9533	須坂市 中野市 飯山市 千曲市 埴科郡 上高井郡 下高井郡 上水内郡 下水内郡
資源循環 推進課	〒380-8570 長野市大字南長野字幅下692-2	026(235)7164	

長野市内における業務に係る申請等については、長野市廃棄物対策課にお問い合わせください。

長野市 廃棄物対策 課	〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613	026(224)73 20	長野市
-------------------	----------------------------	------------------	-----

松本市内における業務に係る申請等については、松本市廃棄物対策課にお問い合わせください。

松本市 廃棄物対策 課	〒390-0851 松本市島内7576-1	0263(47)13 50	松本市
-------------------	--------------------------	------------------	-----